

令和3年度介護報酬改定に関する資料（運営等基準編）

基準改正により新設又は改正された規定について掲載しています。

- ・表の構成は、次のとおりですが、これによらない場合もあります。

左側：基準省令 右側：共通資料の「留意事項通知（居宅サービス等）」の該当箇所

留意事項通知に修正がある場合は、共通資料の「留意事項通知等の正誤」の該当箇所

- ・下線は改正部分を示しています。
- ・基準は厚生労働省令を掲載していますが、枚方市条例も同様の改正が行われています。

(1) 通所リハビリテーション

指定居宅サービスの事業の一般原則	
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>【改正省令の附則】 <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」（中略）とする。</p>	<p>・ 4ページの3の(1)</p>

指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	
<p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。</p> <p>四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の</p>	<p>・ 40ページの3の(1)</p>

<p>開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p>	
---	--

通所リハビリテーション計画の作成

<p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第百十五条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。</p> <p>2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。</p> <p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>・ 40ページの3の(1)</p>
--	----------------------

運営規程

<p>(運営規程)</p> <p>第百十七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>	<p>・ 31ページの3の(4)</p> <p>・ 5ページの(19)</p>
--	---

<p>【改正省令の附則】 <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u> 第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新居宅サービス等基準 (中略) 第百十七条 (中略) の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項 (虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</p>	
--	--

勤務体制の確保等	
<p><u>(勤務体制の確保等)</u> 第一百条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業員によって指定通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定通所リハビリテーション事業者は、通所リハビリテーション従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所リハビリテーション事業者は、<u>全ての通所リハビリテーション従業員 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u> に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定通所リハビリテーション事業者は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所リハビリテーション従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【改正省令の附則】 <u>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</u> 第五條 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準 (中略) 第一百条第三項 (中略) の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 32ページの(5) • 16ページの3の(6) • 5ページの(21) • 正誤のNo. 10

業務継続計画の策定等	
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u> 第三十条の二 指定通所リハビリテーション事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、通所リハビリテーション従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 指定通所リハビリテーション事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 41ページの(4) • 32ページの(6)

<p>【改正省令の附則】 <u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u> 第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十条の二（中略）の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講じるよう努めなければ</u>」と、「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、「<u>行うものとする</u>」とあるのは「<u>行うよう努めるものとする</u>」とする。</p>	
---	--

非常災害対策	
<p>(非常災害対策) 第百三条 指定通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>・ 34ページの(7)</p>

衛生管理等	
<p>(衛生管理等) 第百十八条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 <u>一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業員に周知徹底を図ること。 <u>二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>【改正省令の附則】 <u>(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u> 第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準(中略)第百十八条第二項(中略)の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講じるよう努めなければ</u>」とする。</p>	<p>・ 42ページの(5) ・ 34ページの(8)</p>

地域との連携等	
<p>(地域との連携等) 第三十六条の二 指定通所リハビリテーション事業者は、その事業の運営</p>	<p>・ 11ページの(29)</p>

<p>に当たっては、提供した<u>指定通所リハビリテーション</u>に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーションの提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	
--	--

<p>掲 示</p>	
<p>(掲示)</p> <p>第三十二条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定通所リハビリテーション事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	<p>・ 11ページの(24)</p>

<p>虐待の防止</p>	
<p>(虐待の防止)</p> <p>第三十七条の二 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、指定通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>【改正省令の附則】</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 <u>この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準(以下「新居宅サービス等基準」という。)第三条第三項及び第三十七条の二(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と(中略)する。</u></p>	<p>・ 42ページの(6)</p> <p>・ 12ページの(31)</p>

<p>電磁的記録等</p>	
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第二百七十七条 <u>指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載</u></p>	<p>・ 75ページの第5</p>

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五條、第一百五條の三、第一百九條、第一百九條、第一百四十條（第一百四十條の十三において準用する場合を含む。）（中略）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。